

議員提出議案第13号

秩父市議会会議規則の一部を改正する規則

地方自治法第112条及び秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和6年3月13日

提出者 秩父市議会議員 赤 岩 秀 文

賛成者 秩父市議会議員 宮 川 浩 司

同 金 崎 昌 之

同 高 野 佳 男

同 清 野 和 彦

同 宮 前 昌 美

同 本 橋 貢

秩父市議会議長 堀 口 義 正 様

## 秩父市議会会議規則の一部を改正する規則

秩父市議会会議規則（平成17年秩父市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16条中「2人」を「1人」に改める。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

### 提案理由

令和4年5月から議員定数を22人から19人に削減したことにより、現状に沿った賛成者数に改正し、議会運営の活性化を図るため。

議員提出議案第14号

議案第5号 工事請負変更契約の締結についてに対する附帯決議

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

令和6年3月13日

提出者 秩父市議会議員 赤 岩 秀 文

賛成者 秩父市議会議員 高 野 宏

同 浅 海 忠

秩父市議会議長 堀 口 義 正 様

## 議案第5号 工事請負変更契約の締結についてに対する附帯決議

本案は先ほど可決された議案第5号工事請負変更契約の締結について（影森グラウンド多目的グラウンド整備における変更契約）の本会議及び総務委員会における審議過程の中で、諸議員から指摘された当局による説明不足や、地方自治法に抵触する疑いがあるのではないかと指摘があり、またこの指摘により新聞報道がなされていることから議会として意見を附帯するものである。

総務委員会審議において説明不足については市当局から陳謝があったが、地方自治法に抵触するかどうかについては、市当局が独自に判断するものではなく、市当局はその権限も有しないため、未だに判然としない。

今後このことについて報道等や上部機関より見解が示された場合、議案を可決した議会はその責任があることから以下のことを決議する。

### 記

- 1 本事業における進め方の再検証及び責任の明確化
- 2 議会に対する検証の経過報告を含む報告の徹底
- 3 類似事案の再発防止

以上、決議する。

令和6年3月13日

秩 父 市 議 会